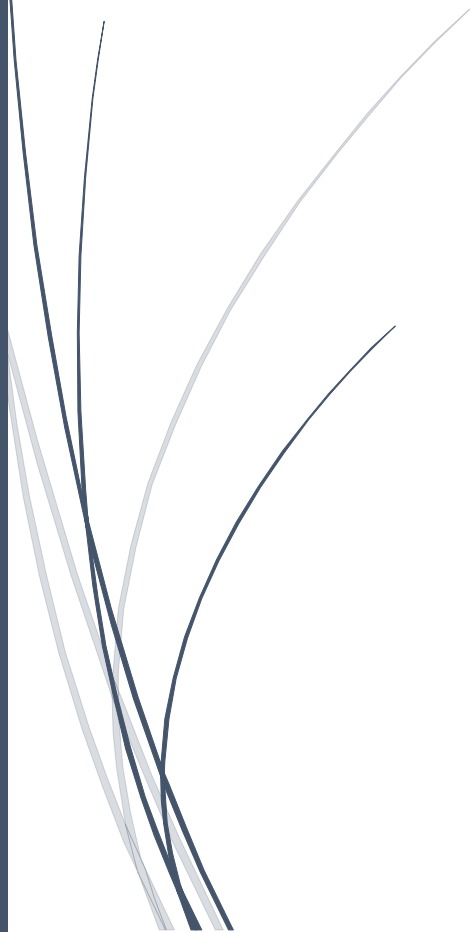


A dark blue vertical bar on the left side of the page. A blue arrow points to the right from the bar, containing the text "2022 年度".

2022 年度

いじめ防止基本方針

Several thin, curved lines in dark blue and light grey originate from the bottom left corner and sweep upwards and to the right.

柏市立高柳中学校

もくじ

1	基本理念	P.02～	5	いじめの相談・通報体制について	P.09
	(1) いじめの定義			(1) 校内のいじめの相談・通報体制	
	(2) 学校における取り組み			(2) 学校外のいじめの相談・通報機関	
	(3) 学校及び教職員の責務				
	(4) 生徒の責務		6	いじめを認知した場合の対応について	P.10～
2	組織及び組織図	P.03		(1) 解決へのフローチャート	
	(1) 組織			(2) 具体的な対応	
	(2) 組織の役割			(3) 関係機関との連携について	
	(3) 組織図			(4) いじめの解消の判断	
3	いじめの未然防止について	P.04～	7	いじめの指導について	P.11～
	(1) 生徒、保護者へのいじめに関する啓発活動			(1) 被害生徒への対応	
	(2) いじめを許さない風土を醸成			(2) 加害生徒への指導	
	(3) 職員研修			(3) 傍観生徒への指導	
	(4) 傍観者教育			(4) 保護者との連携	
	(5) インターネットを通じて行われるいじめについて		8	重大事態への対応について	P.12
	(6) 地域との連携			(1) 重大事態の基準	
				(2) 報告の流れ	
4	いじめの早期発見について	P.06～	9	公表、点検、評価等について	P.12
	(1) 生徒の実態把握			(1) 公表について	
	(2) いじめアンケート調査の実施			(2) 点検について	
	(3) 教育相談の実施			(3) 評価等について	
	(4) SOS の出し方に関する教育の推進				
	(5) いじめチェックリストの導入		10	年間指導計画について	P.13

いじめ防止基本方針

令和4年4月1日改訂

「いじめ」は、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。「いじめ」は、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害するとともに、深い傷を残し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるものである。

生徒に関わる大人一人ひとりが、「いじめ」を重大な問題ととらえ、いじめはどの学校、どの学級、どの生徒にも起こりうることを受け止め、いじめの未然防止、早期発見に努めるとともに、いじめがあった場合の対応に備えることが必要である。特に、生徒がいじめを苦に自らその尊い命を絶つような事態は何としても防がなければならないという強い決意で取り組まなければならない。

そこで、全ての生徒が安心して主体的に学校生活や学習その他の活動ができるよう、「人権尊重の理念」、「いじめ防止対策推進法」及び「柏市いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題を根絶することを目的に、基本方針を策定する。

1 基本理念

(1) いじめの定義（いじめ防止対策推進法 第2条 より）

いじめとは、「当該児童生徒が、一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。そして、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。

(2) 学校における取り組み

- ① いじめについての共通理解と研修（原因・背景、具体的な指導の留意点、教職員の言動等）
- ② 悩みを抱える生徒への共感的理解（相談しやすい環境、生徒のよき理解者となるよう努める）
- ③ 自尊感情の育成（自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を身につけさせる）
- ④ いじめに向かわない態度・能力の育成（道徳教育・人権教育の充実、体験活動などの推進等）
- ⑤ 生徒の主体的な学びや取り組み（生徒自らいじめの防止を訴えるような取り組みを促す）

(3) 学校及び教職員の責務

- ① 学校及び教職員は、保護者、地域住民、児童相談所その他の関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組まなければならない

- ② 学校及び教職員は、生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対処しなければならない

(4) 生徒の責務

- ① 全ての生徒は、いじめを行ってはならない
 ② 全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない
 ③ 全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめ問題に関する理解を深めなければならない

2 組織及び組織図

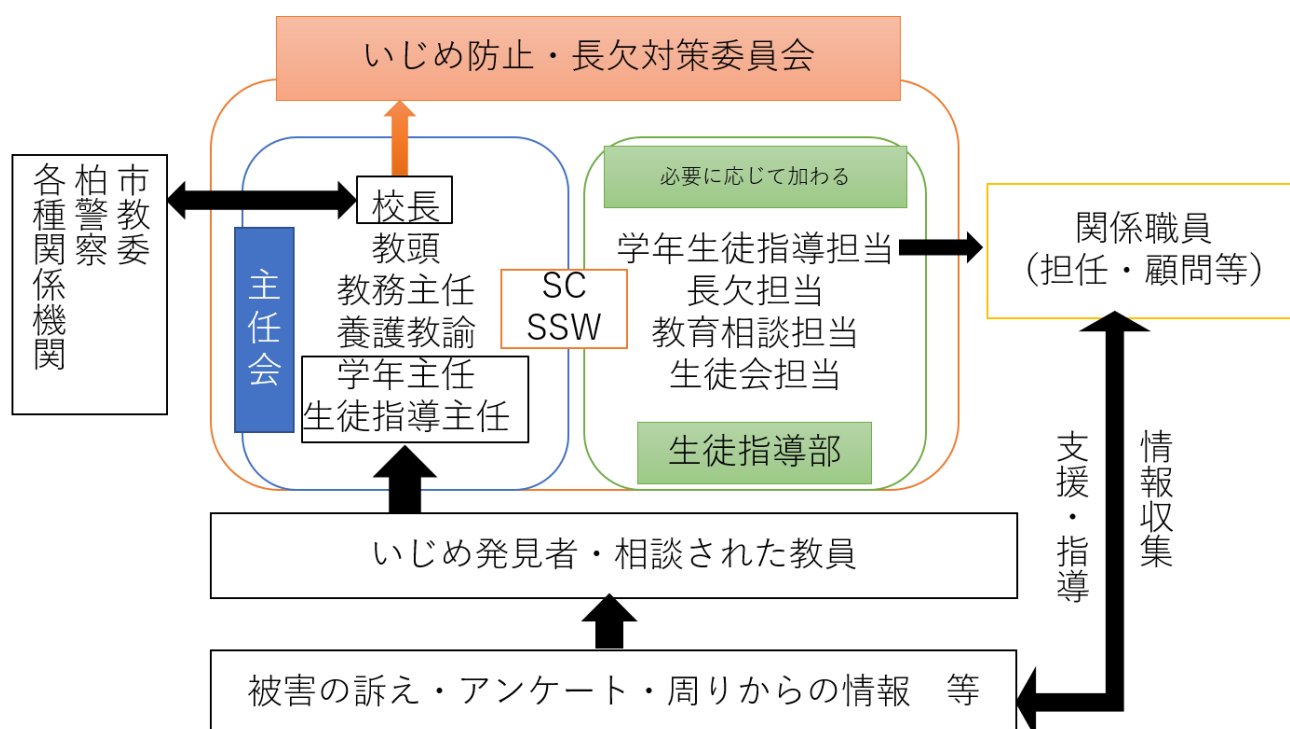
(1) 組織

- ① 名称 「いじめ防止・長欠対策委員会」
 ② 構成 校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 学年主任 養護教諭 SC SSW
 必要に応じて以下の担当者を学校長の判断により加える
 学年生徒指導担当 長欠担当 教育相談担当 生徒会担当 担任 顧問

(2) 組織の役割

- ① いじめ防止基本方針及び年間計画の策定、改定
 ② いじめの未然防止活動（教育相談、情報収集と記録）
 ③ いじめへの組織的な対応（事実の掌握、保護者との連携、関係機関との連携）
 ④ 教職員の資質向上のための校内研修

(3) 組織図



3 いじめの未然防止について

いじめは絶対に許されない行為であることを学校の教育活動全体を通じて指導し、学校・家庭・地域が一体となっていじめ防止に取り組む。

(1) 生徒、保護者へのいじめに関する啓発活動

- ① 掲示物や学校便り、ホームページによる情報の発信を行う
- ② インターネットやスマートフォンの使い方について講師を招聘して指導する
- ③ 情報モラル向上のため、生徒対象の情報集会を行う

(2) いじめを許さない風土を醸成

- ① いじめ防止に向けた環境づくり
 - ア, 「いじめは許さない」ことを年度初めに学校全体で確認を行う
 - イ, 定期的に「いじめ」・「体罰」・「セクハラ」アンケートを実施する
 - ウ, 全生徒を対象に教育相談を行う期間を設け、実施する
 - エ, 「いじめ防止推進月間」「命を大切にするキャンペーン」等を生徒会活動として実施
- ② 生徒指導の機能を重視した「わかる授業」の推進
 - ア, 生徒自ら学ぶ意欲を持ち、満足感や成就感を抱き、自己理解・自己実現を目指す指導
 - イ, 生徒一人ひとりに自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与え、授業の充実を図る
 - ウ, 落ち着いて学習に取り組める授業規律及び環境を確立する
- ③ 道徳教育の充実
 - ア, 道徳の授業により、未発達な考え方や道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」を防ぐ
 - イ, いじめを「しない」「許さない」という人間性豊かな心を育てる
 - ウ, 生徒の実態に合わせた題材や資料を取り扱って授業を行う
 - エ, 人としての「気高さ」「思いやり」「やさしさ」に触れ、自身の生活や行動を省みる
- ④ ゆたかな人間関係づくり実践プログラム
 - ア, 「ピア・サポート」を実施し、人間関係づくりを学び、日々の生活で意識させる
 - イ, 「グループ・エンカウンター」など他者との関わり、互いに認め合える仲間づくりを行う
- ⑤ 人権教育の充実
 - ア, いじめは「基本的な人権を脅かす行為であり、決して許されない」ことを理解させる
 - イ, 自分の大切さと共に他の人の大切さを認め、態度や行動で現れるようにする

(3) 職員研修

- ① 全教職員がいじめ防止対策基本方針の内容を理解し、教職員の不適切な言動がいじめを助長することについて理解を深める
- ② 「いじめ問題対応の手引き（柏市教育委員会）」及び本方針をもとに年2回職員研修を行う
- ③ 行事や部活動等での過度な競争意識や勝利至上主義がいじめの誘発とならぬよう、目的や目標を大切に活動を行う

(4) 傍観者教育

- ① 周囲ではやし立てていた者や傍観していた者も、関係者として事実を受け止めさせる
- ② 事実を告げることは、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る立派な行為であることを認識させる

(5) インターネットを通じて行われるいじめについて（「ネット上のいじめ」に関するマニュアル（文科省）より）

- ① 掲示板等に誹謗・中傷の書き込みを行うことは、いじめであり、決して許される行為ではない
- ② 掲示板等への書き込みは、匿名で行うことができるが、書き込みを行った個人が特定されることもあり、特に悪質な書き込みの場合は、警察に検挙されることもある
- ③ インターネット利用のマナーがあり、それを守ることで、リスク回避につながる
- ④ GIGA スクール構想に合わせ、ICT を適切・安全に使いこなすことができるようネットリテラシーなどの情報活用能力を育成する
- ⑤ 保護者はフィルタリングサービスや家庭でのルール作りを徹底させる

「ネット上のいじめ」とは

携帯電話やパソコンを通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに特定の子どもの悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うもの。「ネット上のいじめ」には、次のような特徴があると指摘されています。

- 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間でも極めて深刻なものとなる
- インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、子どもが簡単に被害者にも加害者にもなる
- インターネット上に掲載された個人情報や画像は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。
- インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある
- 保護者や教師などの身近な大人が、子どもの携帯電話等の利用の状況を把握することが難しく、また、子どもの利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい

(6) 地域との連携

小中学校および地域や関係機関との連携を通して、学区全体で生徒を見守っていく。年度初めや年度末に地域の民生委員・主任児童委員と学区の生徒指導上の課題やいじめ問題に係る情報を共有し、地域全体で問題解決していく仕組みを構築する

4 いじめの早期発見について

(1) 生徒の実態把握

- ① 生徒の行動を注視する（生徒の SOS を見逃さない）
- ② 教職員間の報告・連絡・相談体制の徹底（組織的な関わり）
- ③ 保護者・家庭との情報共有（相談しやすい環境をつくる）
- ④ 行政等の関係機関との連携（サイバーパトロール等）
- ⑤ 地域との情報交換（ふるさと協議会、民生児童委員、TCN、振興会、協力会等）

(2) いじめアンケート調査の実施

- ① 毎月末にアンケートを実施する。実施方法についてはプライバシーが守られるよう配慮する
- ② 学校内に限らず、「ネット上のいじめ」についても記載できるようにする
- ③ 記載の事項については、管理職へ報告し、いじめ・長欠防止委員会を中心に迅速対応する
- ④ アンケートは実施年度末から 5 年間保管する

(3) 教育相談の実施

- ① 教育相談期間（1 学期・2 学期中旬）を設ける
- ② 教育相談期間以外でも積極的な声かけや面談を実施し、日常的に相談できる関係づくりを行う

(4) SOS の出し方に関する教育の推進

- ① 映像教材等を活用した「SOS の出し方に関する教育」の授業を年 1 回以上実施する
- ② 相談窓口一覧等の配付を行う

(5) いじめチェックリストの導入（参考：千葉県教育委員会）

- ① 教職員用（年度初めに全教職員へ配付し、活用していく）

いじめのサインチェックシート【教職員用】

(身体・表情・その他) 学校生活全般		頭痛など体の不調をよく訴える
		顔や体に傷やあざがあり、怪我の理由がはっきりしない（隠そうとする）
		保健室に行くことが多い
		表情がすぐれない
		人の目を見て話さない（うつむいて話をする・聞く）
		悪口を言われても愛想笑いをする
		落ち込むことが多い
		無理にはしゃいでいることがよくある
		おどおどしている様子がある
		からかわれることが多い
		変なあだ名で呼ばれるようになる
		プロレス技のようなものをかけられることがある
		仲間はずれにされていることがある（無視されているようなことがある）
		配布物が届かない

		ふざけた雰囲気の中で、班長や委員に選出される
所有物		持ち物がよくなる、隠される、壊される、いたずら書きされている
		机やロッカーにいたずら書きをされている
		衣服の汚れが見られる
		金銭の使い方が悪くなったり、学校に金銭を持ってくるようになる
朝の会 登校		遅刻や欠席、早退が増える
		登校時間ぎりぎりに登校して来る
		朝の健康観察の返事に元気がない
授業等の時間		授業の始業に遅れてくる（教室になかなか入ろうとしない）
		学習道具をなかなか出さない（出せない）
		宿題の未提出や忘れ物が多くなる
		学習への意欲が低下し、成績が低下する
		日記や作文等に投げやりな考えを書くようになる
		グループ分けで孤立する
		グループや隣の席から、机を離されたり避けられたりする
		学校行事などの参加をしるる
		発言を強要されたり、突然個人名が出される
		発言に対して、冷やかしやヤジ、失笑、爆笑、無視などがある
		発言しようとする周囲ににやにやされる
休み時間		休み時間に1人でいることが多く、自分の席から離れない
		廊下や職員室付近をうろうろしていることが多い
		一緒に遊ぶ仲間が変化する
		遊んでいるときも、特定の相手に必要以上に気を遣うことがある
給食		給食のときに机が離されている
		食べ物にいたずらをされたり、不平等な配膳がされる
		好きなものをほかの子供にあげる
活動 清掃		清掃時、特定の机や椅子が運ばれない（自分で運ぶ様子がある）
		重いものや汚れたものを扱うことが多い
		清掃時間に1人だけ離れて掃除している
下校		なかなか下校せず、いつまでも学校に残っている
		慌てて下校する
		通学路で友達が待ち伏せをしている。荷物を持たされる
部活動		練習の準備や後片付けを1人でしていることが多い
		急に部活動をやめたい、転部したいと言い出す
		練習でボールが回ってこなかったり、あるいは集中して回ってきたりする
		責任を押し付けられたり、追及されたりすることが多い

② 家庭用（年度初めの保護者会資料で配付）

いじめのサインチェックシート【家庭用】

いじめられている子のサイン（被害者の視点）

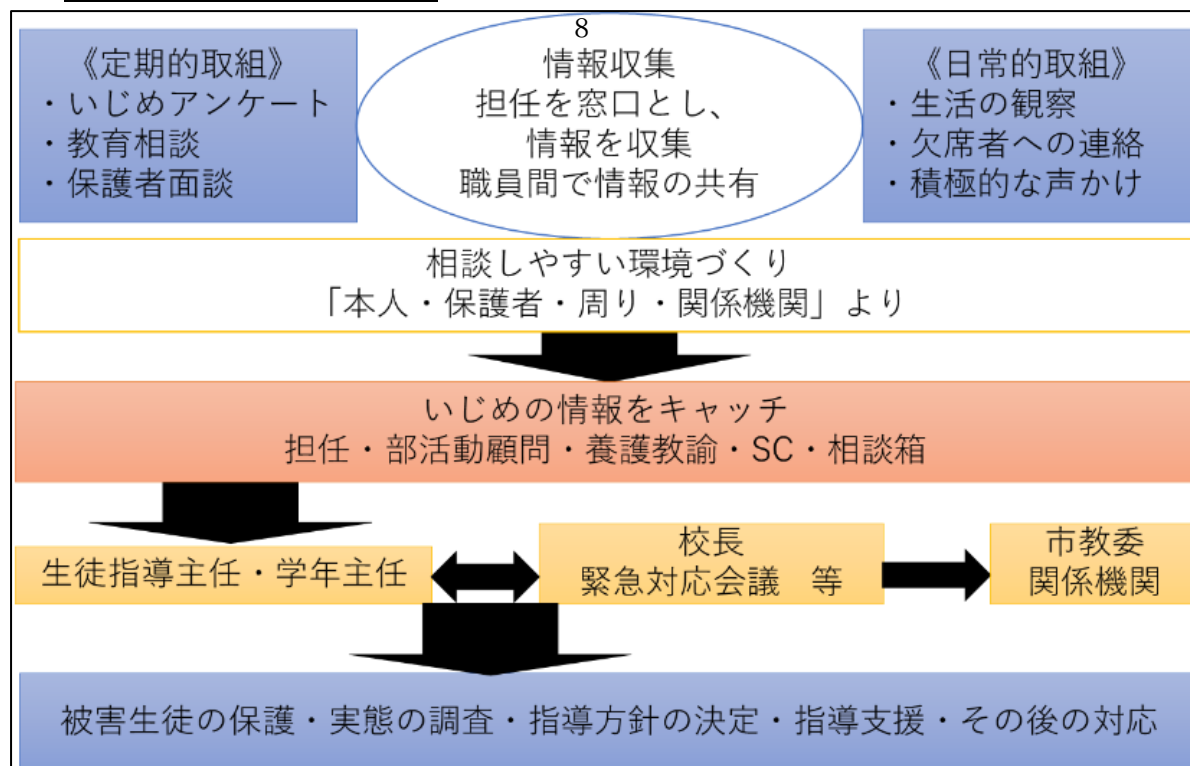
日常生活		寝つきが悪く、夜眠れない日が続く。朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
		朝になると体の具合が悪いといい、学校を休みたがる。遅刻や早退が増えた。
		食欲がなくなったり、黙って食べるようになる。
		携帯電話やメールの着信音におびえる。PC やスマホをいつも気にしている。
		勉強をしなくなる。集中力がなくなる。
		理由をはっきり言わないあざや傷跡がある。
所有物		学校生活で使うものが持ち物がなくなったり、壊れたりしている。
		家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
		教科書やノートに嫌がらせの落書きをされたり、壊されたりしている。
		服が汚れていたり、破られたりしている。
友人関係		遊びの中で、笑われたり、からかわれたり、命令されたりしている。
		親しい友達が遊びに来ない、遊びに行かない。
家族関係		ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
		学校や友達の話題が減った。
		自分の部屋に閉じこもる時間が増えた。
		表情が暗く、家族との会話も少なくなった。

いじめている子のサイン（加害者の視点）

生活 日常		険しい表情をするようになる。
		お金の使い方が荒くなる。
		言葉遣いが悪くなる。
所有物		買った覚えのないものを持っている。
		与えたお金以上のお金を持っている。お小遣いでは買えないものを持っている。
関係 友人		友達を軽蔑するような発言が増える。
		友達との間に上下関係が感じられるようになる。
		交友関係が変化し、今までと違った雰囲気友達と付き合うようになる。
関係 家族		親の言うことを聞かなくなり、反抗的な態度をとるようになる。
		家族との会話が減ったり、意図的に学校や友達の話題を避けたりするようになる。
		親が自分の部屋に入るのを極端に嫌がるようになる。

いじめの相談・通報体制について

(6) 校内のいじめの相談・通報体制



(7) 学校外のいじめの相談・通報機関

生徒向け連絡先

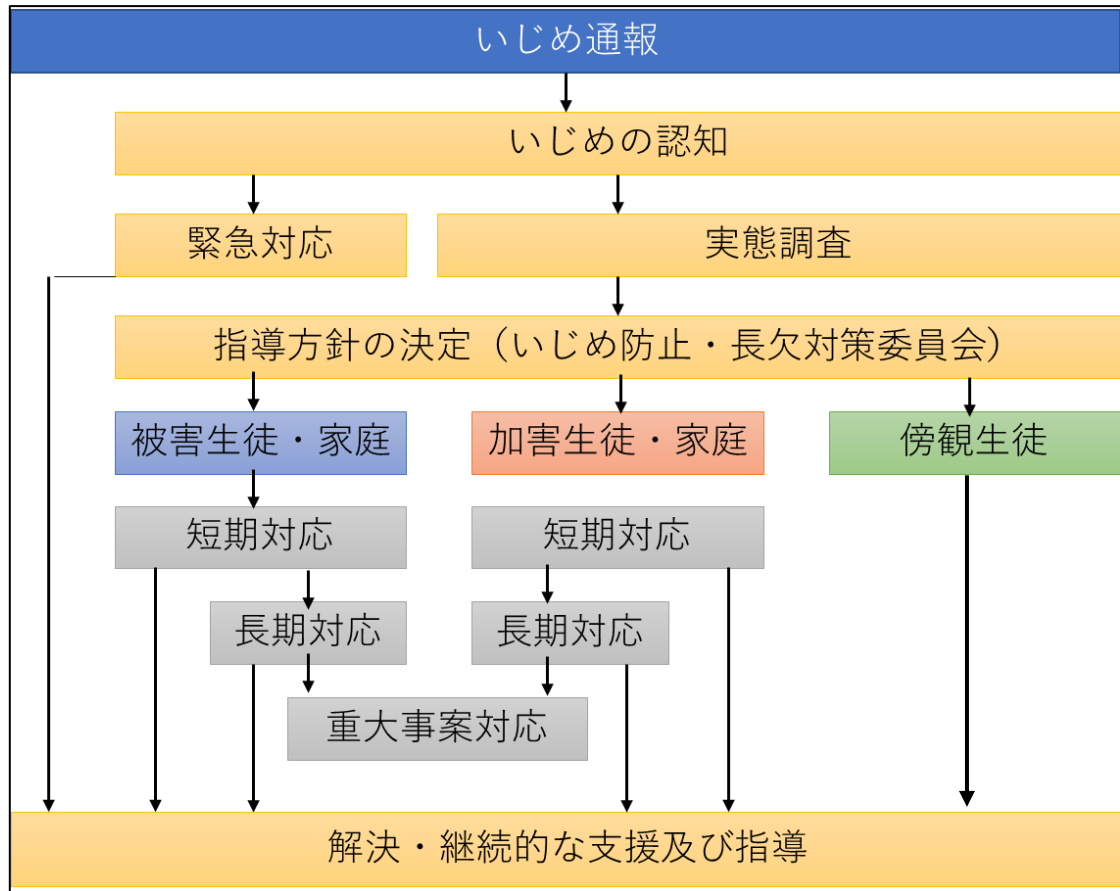
24 時間子供 SOS ダイヤル	0 1 2 0 - 0 - 7 8 3 1 0
千葉いのちの電話	0 4 3 - 2 2 7 - 3 9 0 0
柏市補導センターやまびこ電話	0 1 2 0 - 6 6 - 3 7 4 1
千葉県警少年センター	0 1 2 0 - 7 8 3 4 9 7

保護者向け連絡先

柏市教育委員会児童生徒課	0 4 - 7 1 9 1 - 7 2 1 0
教育支援室（教育相談、電話、面談）	0 4 - 7 1 3 1 - 6 6 7 1
千葉県教育庁東葛飾教育事務所	0 4 7 - 3 6 1 - 4 1 0 3
千葉県親と子どものサポートセンター	0 4 3 - 2 0 7 - 6 0 2 8
柏警察生活安全課	0 4 - 7 1 4 8 - 0 1 1 0
千葉県警東葛飾地区少年センター	0 4 - 7 1 6 2 - 7 8 6 7
柏市少年補導センター	0 4 - 7 1 6 4 - 7 5 7 1
柏市役所家庭児童相談	0 4 - 7 1 6 7 - 1 4 5 8

5 いじめを認知した場合の対応について

(1) 解決へのフローチャート



(2) 具体的な対応

① 実態調査

- ア、当事者双方、周囲関係生徒から個別に聴き取り、記録する
- イ、関係職員との情報を共有し、事案を正確に把握する

② 指導方針の決定

- ア、教職員全員で共通理解を図り、指導のねらいを明確にする
- イ、指導体制を整え、対応する教職員の役割分担をする
- ウ、教育委員会、関係機関との連絡調整を行う

③ 各対応の目的

- | | |
|------------|--------------|
| ア、緊急（一次）対応 | 被害生徒の安全確保とケア |
| イ、短期（二次）対応 | 組織的支援体制の構築 |
| ウ、長期（三次）対応 | 再発防止対策 |

④ 生徒への対応

ア、 いじめられた生徒の保護を第一優先とし、心配や不安を取り除く

イ、 いじめた生徒に対して、「いじめは決して許されない」という毅然とした態度で指導する

⑤ 保護者との連携

ア、 事実把握に基づき、全容を当事者双方の保護者に説明を行う

イ、 いじめ事案解消のための対策について説明する

(3) 関係機関との連携について《警察への通報・相談に係る基本的な考え方（文科省より）》

① 学校や教育委員会において、いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにも関わらず、その指導により十分な効果を上げることが困難である場合において、その生徒の行為が犯罪行為として取り扱われるべきと認められるときは、被害生徒を徹底して守り通すという視点から、学校においてはためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる

② いじめられている生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合には、直ちに警察に通報する

(4) いじめの解消の判断

① 被害者に対する心理的又は物理的な影響が止んでいる状態が3ヵ月以上継続している

② いじめが解消しているか判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められるとき

6 いじめの指導について

(1) 被害生徒への対応

① 心のケアを含め、安全を確保する。緊急措置として別室登校なども検討する

② 心身の状態に配慮し、丁寧に事実関係を正確に把握する

③ 安易に解決したと判断せず、経過を見守り、いつでも相談できるよう関係を築く

(2) 加害生徒への指導

① いじめは許されない行為であることを確実に伝える

② いじめの事実と経過を冷静にまた、客観的に聴き取る

③ いじめを行った背景を理解しつつ、いじめ行為に対して毅然と指導する

④ 被害生徒への謝罪と再発防止の支援を行う

⑤ 改善が見られない場合は、市教委へ性行不良生徒報告を行い、出停措置を求める

(3) 傍観生徒への指導

① 直接的な関わりでなくても、助長や陰湿化へつながる支持者となっていることを毅然と伝える

② 状況により、正確な事実を伝え、憶測でのやりとりが広がらぬよう説明を行う

(4) 保護者との連携

- ① 事実（調査結果）を伝える
- ② 対応の方針と指導計画を具体的に示す
- ③ 指導の経過や様子を伝え、生徒の様子について情報提供を受ける
- ④ 加害生徒については、いじめの行為に対してしっかりと反省させるよう伝える

7 重大事態への対応について

(1) 重大事態の基準

- ① 生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
- ② 相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったと申し出があった場合

(2) 報告の流れ

- ① 重大事案発生を柏市教育委員会に報告
- ② 重大事案対処調査組織を設置
- ③ 組織を中心として、事実関係の調査及び報告
- ④ 調査結果を柏市教育委員会へ報告
- ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置

8 公表、点検、評価等について

(1) 公表について

- ① 基本方針はホームページにて公表する
- ② 4月の保護者会で基本方針を周知し、学期末の保護者会でいじめ調査の結果を報告する

(2) 点検について

- ① 毎月末にいじめアンケートを実施・分析、対応策をいじめ防止・長欠対策委員会で行う
- ② いじめを隠蔽せず、いじめの実態を把握し、いじめに対する措置を適切に行うために、いじめ防止・長欠対策委員会で検証する

(3) 評価等について

- ① 学校評価項目に入れ、生徒・保護者からも広くいじめ防止の取り組みについて評価をもらう
- ② 年度末にいじめ防止・長欠対策委員会で活動の点検、評価を行う

9 年間指導計画について

	いじめ防止に関する取り組み（□教職員、○生徒、◇保護者）	教育委員会との連携	未然防止	早期発見
4 月	☐ ：学校間、学年間の情報交換及び指導記録の引き継ぎ ☐ ：指導方針及び指導計画等の策定と共通理解 ☐ ・○：学級開き（人間関係づくり・学級ルールづくり等） ☐ ・○：「いじめ防止の取り組み」講話（集会） ☐ ・◇：「いじめ防止対策」の説明及び啓発（保護者会）	・児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査 ・第1回生徒指導主任連絡協議会 ・スクールサポーターの配置	ゆたかな人間関係づくり（ピア・サポート年々回）	いじめ調査（毎月）
5 月	☐ ・○：学年行事（旅行行事）を通した人間関係づくり ☐ ・◇：保護者面談	・第1回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ・柏市学校警察連絡協議会定期総会 ・生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問		
6 月	☐ ・○：行事（旅行・合唱）を通した人間関係づくり ☐ ・○・◇：教育相談	・学校がうまく機能しない状況の調査 ・柏市学校警察連絡協議会 ・第1回小中高等学校情報交換会		
7 月	☐ ：1学期生徒指導の振り返り ☐ ・○：行事を通した人間関係づくり ☐ ・◇：1学期いじめ調査の報告（保護者会）	・1学期いじめ状況調査 ・第2回生徒指導主任連絡協議会		
8 月	☐ ：いじめや教育相談に係る研修会への参加 ☐ ：2学期の生徒指導についての共通理解	・第2回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会		
9 月	☐ ：夏季休業明けの生徒の様子把握 ☐ ・○：学校行事（体育祭）を通した人間関係づくり ☐ ：Q-U 調査の実施	・生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問		
10 月	☐ ：学校行事（合唱祭）を通した人間関係づくり ☐ ：生活アンケートの実施	・学級がうまく機能しない状況の調査		
11 月	☐ ・○・◇：教育相談	・第3回生徒指導主任連絡協議会		
12 月	☐ ・○：いじめ防止啓発月間（人権集会） ☐ ：2学期生徒指導の振り返り ☐ ・◇：2学期いじめ調査の報告（保護者会）	・条例に基づくいじめ防止啓発月間 ・2学期いじめの状況調査		
1 月	☐ ：冬季休業明けの生徒の様子把握	・第3回いじめ等生徒指導問題対策連絡協議会 ・生徒指導アドバイザー及びスクールカウンセラースーパーバイザーによる学校訪問 ・柏市学校警察連絡協議会 ・第2回小中高等学校情報交換会		
2 月	☐ ・○：学校行事（3 送会）を通した人間関係づくり	・第4回生徒指導主任連絡協議会		
3 月	☐ ：指導記録の整理、引き継ぎ資料の作成 ☐ ：指導方針および指導計画の点検と申送り ☐ ：3学期生徒指導の振り返り ☐ ・◇：3学期いじめ調査の報告（保護者会）	・3学期いじめの状況調査		